

ペットの民事信託契約書

(サンプル版です。ご参考程度になります。)

実際には、お客様のご状況などに適合させた信託契約書になります。

～大切なペットの未来を守るために～



【解説】 ペットの民事信託とは

ペットの民事信託とは、飼い主が病気や高齢、または死亡などによりペットを飼育できなくなった場合に、あらかじめ信頼できる受託者にペットの飼育を託す仕組みです。契約書により、飼育方法・費用・期間などを明確に定めることで、ペットが安心して暮らせるように法的に備えることができます。

【メリット】

- ・遺言と異なり、生前から効力を発揮できる
- ・親族以外の信頼できる人や団体に託すことができる
- ・飼育方法や費用を契約で細かく定められる
- ・信託監督人を設けることで、確実な履行を担保できる



ペットの民事信託契約書（サンプル）

第1条（目的）

委託者は、自身が飼育しているペット（以下「本ペット」という）の将来の飼育及び生活の安定を目的として、本契約により信託を設定する。

第2条（本ペットの特定）

犬（柴犬・オス・3歳・名前：ポチ）

第3条（受託者）

委託者は、次の者を受託者と定め、本ペットの飼育を託す。住所：東京都〇〇区〇〇町〇丁目
氏名：〇〇〇〇

第4条（信託財産）

委託者は、本ペットの飼育費用として金500万円を信託財産とし、受託者に引き渡す。

第5条（飼育条件）

受託者は、委託者の希望に従い、以下の条件に基づき本ペットを飼育するものとする。

- 食事・散歩・医療について委託者の生活水準を維持すること
- 病気や緊急時には獣医師の診療を受けさせること

第6条（監督人）

信託監督人として、下記の者を定める。住所：東京都〇〇区〇〇町〇丁目 氏名：〇〇〇〇

第7条（信託の終了）

本ペットが死亡したとき、本信託は終了する。